

警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十号

警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則

警察本部長等に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号(三)及び(四)中「三千万円」を「七千万円」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 物品の取得（予定価格が七千万円以上の物品の購入を除く。）及び予定価格が七千万円未満の物品の処分に関すること。

第二条第五号中「物品の取得（予定価格が三千万円以上の物品の購入を除く。）、予定価格が千五百万円未満の物品の処分並びに」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。